

与党税制改正大綱より

取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設をうたっています。



現在の制度
の欠点

中小企業の社長さんが亡くなった。
その後継者は、会社の株式を相続することになるが
時には、相続税の金額が過大になることがある。
場合によっては、会社の存続の問題にもなりかねない。

対策として

経営承継相続人が、非上場会社を運営していた被相続人から相続等により
その会社の株式等を取得し、その会社を運営していく場合には、
その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、
相続等により取得した議決権株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を
猶予することとする。

しかし

しかし、適用条件を読んでいるとため息が出てくる。

- 「経営承継相続人」とは、
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき
経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。
- 猶予税額の納付
 - ① 経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内に、経営承継相続人が代表者で
なくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、
猶予税額の全額を納付する。
 - ② ①の期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、
特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じて
猶予税額を納付する。

免除規定は用意されています。

1. 破産手続開始の決定があった場合には、猶予税額の全額を免除する。
2. 次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合において、
その特例適用株式等について贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受けるときは、
その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額を免除する。

- 利子税の納付
上記により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、
相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%)を併せて納付する。
- 担保の提供
相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、
特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。

ただ

相続税が安くなるなら、実行するだけの価値があるだろう。
ただ、手続きが面倒で、税理士に支払う手数料がそれなりの金額になると思う。

さらに

取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設される。

内容は 後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を運営していた親族から、
贈与によりその保有株式等の全部を取得し、その会社を運営していく場合には、
その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。

贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、
贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。
その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする

事業承継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が施行されています。
それと併せて、全体的に、事業承継の姿を構築していかなければならない。
大きな課題が提供されました。